

## 独立行政法人大学入試センター職員が自ら営利企業を営む兼業に関する細則

〔平成18年4月1日〕  
細則第1号

改正 平成31年4月30日細則第4号

改正 令和4年3月31日細則第2号

### 独立行政法人大学入試センター職員が自ら営利企業を営む兼業に関する細則

#### (目的)

第1条 この細則は、独立行政法人大学入試センター職員兼業規則（平成18年規則第14号）第6条の規定に基づき、独立行政法人大学入試センターの職員が自ら営利企業を営む兼業の取扱いについて定めることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この細則において「自営」とは、職員が自己の名義で商業、工業、金融業等を経営する場合をいう。なお、名義が他人であっても本人が営利企業を営むものと客観的に判断される場合もこれに該当する。

2 前項の場合において、農業、牧畜、酪農、果樹栽培及び養鶏等にあつては、大規模に経営され客観的に営利を主目的とする企業と判断されるとき、不動産又は駐車場の賃貸にあつては、次のいずれかに該当するときは、自営に当るものとして取り扱うものとする。

一 不動産の賃貸が次のいずれかに該当する場合

イ 独立家屋の賃貸については、独立家屋の数が5棟以上であること。

ロ 独立家屋以外の建物の賃貸については、貸与することができる独立的に区画された1の部分の数が10室以上であること。

ハ 土地の賃貸については、賃貸契約の件数が10件以上であること。

ニ 賃貸に係る不動産が、劇場、映画館、ゴルフ練習場等の娯楽集会、遊技等のための設備を設けたものであること。

ホ 賃貸に係る建物が、旅館、ホテル等特定の業務の用に供するものであること。

二 駐車場の賃貸が次のいずれかに該当する場合

イ 建築物である駐車場又は機械設備を設けた駐車場であること。

ロ 駐車台数が10台以上であること。

三 不動産又は駐車場の賃貸に係る賃貸料収入の額（これらを併せて行っている場合には、これらの賃貸に係る賃貸料収入の額の合計額）が年額5百万円以上である場合

四 第1号又は第2号に掲げる不動産等の賃貸と同様の事情にあると認められる場合

(許可の基準等)

第3条 理事長は、職員から自営に係る兼業（以下「自営兼業」という。）について許可の申出があった場合、当該申出に係る自営兼業が、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、これを許可するものとする。

一 不動産又は駐車場の賃貸に係る自営を行う場合

イ 職員の占めている職と当該自営兼業との間に、特別な利害関係又はその発生のおそれがない

いこと。

ロ 入居者の募集、賃貸料の集金、不動産の維持管理等の不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務を事業者に委ねること等により、職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。

ハ その他業務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

二 不動産又は駐車場の賃貸以外の事業に係る自営を行う場合

イ 職員の占めている職と当該自営兼業との間に特別な利害関係（物品購入契約、工事契約等の契約関係、検査、監査等の監督関係又は許可、認可等の権限行使の関係をいう。第7条において同じ。）又はその発生のおそれがないこと。

ロ 職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者としていること等により、職員の業務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。

ハ 当該事業が相続、遺贈等により家業を継承したものであること。

ニ その他業務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

（許可申請手続）

第4条 自営兼業の許可を申請する場合は、不動産又は駐車場の賃貸に係る自営にあつては、自営兼業許可申請書（不動産等賃貸関係）（様式第1号）、その他の事業に係る自営にあつては、自営兼業許可申請書（不動産等賃貸以外の事業関係）（様式第2号）に、それぞれ次に掲げる資料を添付するものとする。

一 不動産賃貸関係事業の場合

イ 不動産登記簿の謄本、不動産の図面等賃貸する不動産等の状況を明らかにする書面

ロ 賃貸契約書の写し等賃貸料収入額を明らかにする書面

ハ 不動産管理会社に管理業務を委託する契約書の写し等不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務の方法を明らかにする書面

ニ 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該職員との続柄並びに当該職員の当該事業への関与の度合

ホ その他参考となる資料

二 不動産等賃貸以外の事業の場合

イ 当該事業を、相続、遺贈等により家業を継承したものであることを明らかにする書面

ロ 事業報告書、組織図、事業場の見取り図等当該事業の概要を明らかにする書面

ハ 職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者としていることなど、職員の業務の遂行に影響がないことを明らかにする調書

ニ 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該職員との続柄並びに当該職員の当該事業への関与の度合

ホ その他参考となる資料

（異動及び自営の内容の変更）

第5条 自営兼業の許可を受けた職員が昇任若しくは配置換等により職務に異動を生じた場合（理事長が異動後の職務と許可に係る自営との間においても特別な利害関係又はその発生のおそれがないと認めるときを除く。）又は許可に係る自営の内容に変更があつた場合には、当該職務の異動又は自営の内容の変更の後1月以内に改めて許可を受けなければならない。

附 則

- 1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行前に国家公務員法（昭和22年法律第120号）第103条第3項の規定により承認を受けた兼業は、この規則により許可を受けたものとみなす。

附 則（平成31年4月30日）

この細則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日）

この細則は、令和4年4月1日から施行する。